

写

政調第647号  
令和2年3月18日

蓮田市監査委員 内田 薫 様  
蓮田市監査委員 勝浦 敦 様

蓮田市長 中野 和信

平成30年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書の  
提言等への対応状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり通知します。

## ●平成30年度蓮田市定例監査兼行政監査結果報告書の提言等への対応状況について

○第3 むすび [提言・要望事項]

頁	項目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
11	1 公園施設の点検と安全管理	<p>公園は誰もが安全に利用できる公園でなければならない。そのためには公園施設の安全点検を確実に実施する必要がある。遊具の点検については専門業者による年1回の点検と職員による月1回の点検が実施されているが、専門業者による点検時に職員は立ち会っていないとのことであった。遊具の補修等を計画的に行うためにも点検時には職員も立会いその状況を確認しておくべきである。</p> <p>なお、本市では現在、事故等の発生はないということであったが、施設は全体的に老朽化が目立ち、危険であるものが多数見受けられたことから、職員による日常点検を計画的かつ定期的に実施し、事故等発生を未然防止と、一層の安全管理の徹底に努められたい。</p>	<p>公園施設の点検については、職員による定期的な点検のほか、専門業者による点検を実施しています。専門業者による点検において著しい老朽化や危険な状況を発見した場合には、速やかに報告を求め、専門業者とともに職員が確認し、使用禁止措置を講じております。</p> <p>今後も公園施設の点検を計画的・定期的に実施し、修理や更新を行うなど安全管理に努めます。</p>	みどり環境課 文化スポーツ課
11	2 計画的な施設の改修	<p>多くの公園は、開設から40年以上が経過している。点検調査報告書では全体的に施設の老朽化が見受けられた。蓮田市第5次総合振興計画の基本施策「公園の整備と緑地の保全」の中で、地域の特性を生かした蓮田市らしい景観形成の推進と併せて、計画的な公園の整備、効率的な改修と適切な維持管理が位置付けられている。</p> <p>現在、市が管理する公園施設の全体的な改修計画等は策定されていない状況であるが、今後は施設全体の長寿命化に向けた修繕・更新計画を早期に作成し、年次ごとに計画的な整備を進めていくことが必要であると考えます。</p>	<p>遊具を含む公園施設については、修繕や更新の必要性を四段階で評価し、評価結果に応じて計画的に修繕や更新等を行っております。</p> <p>公園施設の全体的な改修計画等については、策定について検討しております。今後も安全で快適に利用できるよう適切な維持管理に努めます。</p>	みどり環境課
11	3 看板等の整備	<p>公園には、園名板や注意書等の看板が設置されているが、中にはその公園の由来や開設の経緯、禁止事項等を周知しているものがある。現地調査や、公園等点検調査報告書で看板の文字が老朽化によって不鮮明で読み取れないものが見受けられたことから計画的に書き換えを行い、より多くの人に周知されるよう望むものである。</p>	<p>公園に設置している看板等については、公園等点検調査報告書等に基づき、適正な更新を行ってまいります。</p>	みどり環境課 文化スポーツ課
12	4 利用状況の把握	<p>第5次総合振興計画の基本施策の主要事業である「公園リノベーション事業」や「キッズパークはすだ事業」は、公園を特色のあるものや観光スポット化して市内外からの利用客を呼び込み、新たな地域コミュニティの形成を図ることとしている。この事業を推進し利用活性化を目指すためには、利用している年代や目的等の利用状況を把握することが肝要であると考えます。</p>	<p>公園の利用状況等については、電話やメール・手紙等により、利用者からのご意見や要望などの把握に努めております。他市町村での公園利用状況の調査方法を参考に、年代、目的、要望等の調査による利用状況の把握に努め、公園の利用者増を図ります。</p>	みどり環境課
12	5 不法行為等への取組	<p>公園内ではゴミの不法投棄や落書き、いたずらによる給水施設の破損等トラブルが起きている。これらの不法行為等を未然に防止する観点からも照明の整備や防犯カメラの設置等も考慮した適正な管理を望むものである。</p>	<p>ゴミの不法投棄や落書き等の不法行為を防止し、また、重大な事故を未然に防ぐため、防犯カメラの設置を検討しております。照明については、LED照明への交換を視野に入れ、計画的に整備します。</p>	みどり環境課 文化スポーツ課

頁	項目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
12	6 公園台帳の整備	<p>公園台帳の一部は、作成してから修正・更新がなされていない状況であり、また、記載されていた様式も統一されていなかった。公園台帳は法令等で規定されていることから、撤去・更新等によって変更が生じた場合には早急に修正して、土地や施設の現況が反映されていなければならない。</p> <p>また、簡易児童遊園地は、法令等に台帳整備の規定はないが、公の施設として適切な財産管理を行うためにも台帳整備は必要である。これらのことから、公園台帳については、早期の統一した様式による整備に努めるとともに年 1 回は必ず見直しを行い、台帳の情報は常に現況と正確であることを確認すべきである。</p>	<p>公園台帳については、公園の適正な管理のために必要なものと認識しております。公園施設に変更が生じた場合は、公園台帳を速やかに修正し、現況を反映してまいります。</p> <p>簡易児童遊園地については、現在の一覧表による管理から、公園台帳と統一した様式による管理へ早期に移行します。</p>	みどり環境課 文化スポーツ課